

著作権侵害とブロッキング

早稲田大学法学学術院

上野達弘

I はじめに

- ・ 著作権法上の仲介者（intermediaries）責任をめぐる近時の国際的議論¹
- ・ サイトブロッキングに関する上野発言²

知的財産戦略本部・次世代知財システム検討委員会（第6回）（2016年2月25日）³

○上野委員

……また、サイトブロッキングに関しましては、「導入の是非について引き続き検討が必要ではないか」といった記述がありますが、これも微妙な書き方のように見えます。

確かに、悪質な著作権侵害サイトが外国に存在するという場合で、かつ、その外国の制度や運用のために、現実には、当該外国において侵害サイトを差し止める有効な手段がないという場合は、もはや、そうした外国の侵害サイトに国内のユーザーがアクセスするのを何らかの方法で遮断するしかないという意見もあるところでもあります。そうした観点からいたしますと、サイトブロッキングというのが侵害対策に関する一つの手段として検討に値するのではないかと、という御指摘は私も理解するところであります。

実際にも、ヨーロッパにおいては、最近のドイツのBGH判決もそうですが、一般論として、一定の厳格な条件のもと、著作権者によるブロッキング請求の可能性が承認されつつあるように見えるところでありまして、そうした状況は注目に値すると私も思っております。

ただ、サイトブロッキングをめぐる法的課題といたしましては、よく指摘されておりますように、電気通信事業法上の「通信の秘密」との関係はどう整理するのかということが問題になります。もちろん、児童ポルノに関しては、緊急避難であるとか、正当行為であるとかといった観点から、同法上の通信の秘密を侵すものではないと説明されてきたと認識しております。

確かに、著作権というのも重要な法益・価値でありまして、その重要性を過小評価するつもりは決してないわけでありまして、児童ポルノの禁止というのは、たとえ関係者の同意があったとしても一律に許されない、という意味で、いわば絶対的な価値であるの対しまして、著作権というのは、権利者の許諾さえあればいかなる利用でも許容されるというものです。また、たとえ著作権者の許諾がない場合であっても、パロディーであるとか、引用であるとか、権利制限規定等によって結果として適法になる場合も多数あるわけです。

したがって、社会の中に実にさまざまな法益がある中で、著作権保護というものと、児童ポルノ禁止とを同列に論じることはできないように思いますので、著作権に関するサイトブロッキングを正当化することは必ずしも容易でないように思われます。

そのため、この問題については慎重な姿勢が求められるかと思っておりますけれども、我が国ではこの問題に関する議論がこれまで十分になされてこなかったようにも思いますので、通信の秘密や国際的な状況を含めて、今後もっと議論されるべきではないかと感じております。以上です。

¹ See e.g. Tatsuhiro Ueno, Liability of intermediaries in Japanese Copyright Law, at Conference "Online Platforms and Intermediaries in Copyright Law" at University of Munich (LMU) (23-24 March 2017); Tatsuhiro Ueno, Intellectual Property Liability of Consumers, Facilitators and Intermediaries: The Position in Japan, in: Christopher Heath / Anselm Kamperman Sanders (ed.) Intellectual Property Liability of Consumers, Facilitators and Intermediaries (Kluwer, 2012), pp.143.

² 次世代知財システム検討委員会（2016年2月25日、同年3月24日）における発言等参照。

³ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/dai6/gijiroku.pdf

- ・近時、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議の緊急対策決定（2018年4月13日）を機に、わが国においても本問題に関する議論が活発化

II 解釈論

1 電気通信事業法

- ・著作権侵害サイトに関する「自主的な取組」としてのブロッキング実施
- ・電気通信事業法上の通信の秘密（4条）と緊急避難（刑法37条）

2 著作権法

- ・著作権法112条〔差止請求権〕に基づくブロッキング請求？
→ 差止請求の相手方をめぐっては諸説あり⁴、解釈によっては（例：112条類推適用）
現行法上ブロッキング請求が認められる可能性も皆無とは言えない
〔例〕ドイツ法における妨害者責任（Störerhaftung）に基づくブロッキング⁵

III 立法論

1 対象

- ① 私 権 〔例〕著作権法上の権利（著作権・著作者人格権、著作隣接権・実演家人格権）
侵害、名誉毀損、プライバシー侵害、商標権侵害、リーチサイト？⁶
- ② 公 益 〔例〕覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、銃刀法違反

2 手段

- ① 民 事 〔例〕英国法（97A条）、韓国著作権法（103条の2）、欧州情報社会指令（8条3項〔intermediaries〕）⁷
- ② 行 政 〔例〕韓国（著作権委員会／放送通信審議委員会）⁸

3 要件

〔例〕他の手段との補充性、司法的判断、権利帰属&侵害の認定

⁴ 議論状況について、上野達弘「著作権法における差止請求の相手方」判例タイムズ1413号47頁（2015年）等参照。

⁵ BGH 26.11.2015, GRUR 2016, 268 - Goldesel; BGH, Urteil vom 26.11.2015, GRUR-RS 2016, 01908 - 3dl.am; LG München I, Endurteil vom 01.02.2018, MMR 2018, 322 - kinox.to.

⁶ 大阪地判平成25年6月20日判時2218号112頁〔ロケットニュース24事件〕、知財高判平成30年4月25日〔リゾート事件：控訴審〕等参照。平成29年度著作権分科会法制・基本問題小委員会における議事も参照。

⁷ CJEU, 27 March 2014, C-314/12 - Telekabel Wien.

⁸ 張睿映「韓国におけるインターネット上の著作権侵害に対する行政的対応」独協法学101号132頁（2016年）、同「著作権侵害サイトへのアクセスブロッキングの課題と展望」日本知財学会誌12巻2号16頁（2015年）参照。